

令和 2 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和元年 6 月

関東地方知事会

令和元年5月22日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和元年6月

関東地方知事会

| | | |
|-----|-------------|-----------|
| 会 長 | 千 葉 県 知 事 | 森 田 健 作 |
| | 東 京 都 知 事 | 小 池 百 合 子 |
| | 茨 城 県 知 事 | 大 井 川 和 彦 |
| | 栃 木 県 知 事 | 福 田 富 一 |
| | 群 馬 県 知 事 | 大 澤 正 明 |
| | 埼 玉 県 知 事 | 上 田 清 司 |
| | 神 奈 川 県 知 事 | 黒 岩 祐 治 |
| | 山 梨 県 知 事 | 長 崎 幸 太 郎 |
| | 静 岡 県 知 事 | 川 勝 平 太 |
| | 長 野 県 知 事 | 阿 部 守 一 |

目 次

| | | |
|----|--|--------------|
| 1 | 地方分権改革の推進について | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 2 | 都市インフラ機能の維持・保全について | ・ ・ ・ ・ ・ 15 |
| 3 | 医師確保対策について | ・ ・ ・ ・ ・ 16 |
| 4 | 外国人材の受入れと多文化共生施策について | ・ ・ ・ ・ ・ 17 |
| 5 | 豚コレラ対策の強化について | ・ ・ ・ ・ ・ 19 |
| 6 | 児童虐待防止対策の充実について | ・ ・ ・ ・ ・ 21 |
| 7 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に 対応する治安基盤の強化について | ・ ・ ・ ・ ・ 23 |
| 8 | 医療人材の確保及び勤務環境の改善に向けた政策の充実について | ・ ・ ・ ・ ・ 24 |
| 9 | 令和元年度経済対策の実施について | ・ ・ ・ ・ ・ 26 |
| 10 | 地震・風水害対策等の推進について | ・ ・ ・ ・ ・ 27 |
| 11 | 少花粉苗木への植替え等による花粉症発生源対策の加速化と 木材利用の促進について | ・ ・ ・ ・ ・ 34 |
| 12 | 道路網の整備促進等について | ・ ・ ・ ・ ・ 36 |

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は緩やかに回復しているものの、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられ

たい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

特に、地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供では令和元年度に求人情報は一定の改善がされるものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。

ハローワークの地方移管については、これで最終決着とせず、新たな雇用対策の仕組みの成果や課題を検証し、全面移管を実現すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、立法プロセスにおけるチェックのための仕組みを確立すること。

3 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが約9割であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」するとされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、全国から寄せられた提案総数 319 件のうち、約4割が提案対象外等として扱われており、関係府省との調整が行われていない。特に、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されたものは 101 件とその前年の2倍近くになっている。

加えて、本来の提案の趣旨が税制改正を求めるものではなかったにも関わらず、要項上「国・地方の税財源配分や税制改正」に関することが提案の対象外であることを理由として、提案自体が認められないケースもあった。

については、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、地方がより活用しやすい制度となるよう、税財源に関することも提案の対象とすることや、一律に具体的な支障事例を求めないなど、

地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。加えて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第9次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」があることを理由に、国自らによる権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の検討をしないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

4 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、「地方創生特区」を含む国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全

全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

5 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

6 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

2 地方創生に必要な財源の確保

令和元年度は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における最終年であり、地方創生の実現にとって極めて重要な1年である。また、地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。これらのことから、地方創生の第2ラウンドに向け、第1期の総仕上げを踏まえた次期5か年戦略を早急に策定するとともに、地方創生のさらなる深化に向け、地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援を拡充・継続すること。

平成31年度地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が確保され、「地方創生推進交付金」も前年度同額の1,000億円が確保されるとともに、新規事業の申請上限数の見直しなど運用の改善が図られたところである。もとより地方創生の目的は、地域

特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

なお、地方創生拠点整備交付金については、平成 30 年度第二次補正予算で 600 億円が確保されたが、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、今後は当初予算として計上するとともに、要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講ずること。

3 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年 10 月に消費税率の 10%への引上げが予定されているが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

また、10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする事等の「新しい経済政策パッケージ」に係る施策を実施する際には、具体的な内容を早期に示すとともに、地方行財政に係るものについては、地方と十分に協議し、地方において必要となる安定財源を国の責任においてしっかり確保すること。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和 2 年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出

に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、消費税率引上げによる増収分により一部の財源を確保した上で、令和2年度までに、「引き続き、政府全体として安定的な財源を確保」するとされており、国の責任において財源を確実に確保すること。

なお、10%への引上げに伴う軽減税率の導入により、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

なお、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約し、平成30年度から実施した財政支援の拡充については、国と地方との信頼関係を損なうことのないよう、消費税及び地方消費税率の引上げ等の状況に関わらず、国の責任において確実にを行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能を維持すること

を基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

4 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

平成 31 年度与党税制改正大綱においては、自動車関係諸税について、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたが、検討に当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

5 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、事業の実施及び税の徴収にあたり、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、都道府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

さらに、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

6 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置を廃止するとともに、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化を行うこととされている。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度を恒久的措置として創設することとされた。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

7 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う場合には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、

中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、分割基準の在り方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

8 ゴルフ場利用税の堅持

平成 31 年度与党税制改正大綱において、ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討することとされたが、ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の 3 割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税収の 7 割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、現行制度を堅持すること。

9 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成 25 年 3 月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

10 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、引き続き社会保障関係費の大幅な増加が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

また、近年、地方の基金残高が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を行うべきとの議論がある。近年の財政調整基金の増加は、大規模災害や経済不況による税収減等不測の事態に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出削減や基金取崩し等により対応せざるを得ない。加えて、国の施策に基づく特定目的基金の増加などの「制度的な要因」も存在する。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金残高の状況を理由とした地方財源の削減は行わないこと。

平成 31 年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、前年度を上回る 62.7 兆円を確保した。また、地方交付税を 16.2 兆円確保するとともに、折半対象財源不足を解消し、臨時財政対策債を対前年度 0.7 兆円減少させた。しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、国と地方の折半対象財源不足は解消されたが、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、直ちに廃止すること。

仮に、制度の再延長がなされる場合は、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

11 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、国庫負担金については、法令に基づいて地方自治体が実施しなければならない事務であって、国が

義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くこと。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

12 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2 都市インフラ機能の維持・保全について

道路・河川・下水道などの都市インフラは、住民の安全・安心で、快適な暮らしを守るとともに、経済活動を支えるなど、重要な役割を担っている。また、近年の自然災害の頻発化・激甚化に伴い、さらなる強靱化も必要である。

一方で、これらのインフラは高度経済成長期に集中的に整備をしたことから、今後一斉に更新時期を迎えるため、老朽化対策は避けることのできない大きな課題となっている。

良質な社会資本ストックとして都市インフラを次世代に継承していくためには、戦略的な維持管理と計画的な更新が重要である。

特に、下水道については、平成30年度から国は交付金を未普及の解消及び雨水対策に重点化しているが、急速な施設の老朽化に対応するための改築・更新についても財源を確保することが必要である。

また、道路や河川においても、完成後相当年数が経過した施設が多いため、これまでの事後保全型管理から予防保全型管理への転換と計画的な更新を行い、更新時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、必要な財源を確保し、計画的に対策を実施することが求められる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するため、下水道施設の改築・更新に係る財源を確保すること。
- 2 道路施設や河川管理施設の予防保全型管理と計画的な更新を推進していくため、必要な財源を確保すること。

3 医師確保対策について

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置が講じられ、都道府県は医師の偏在対策に主体的に取り組むことと規定された。

国は、医師需給推計により 2028 年頃に医師総数は均衡するとしているが、医師の働き方改革による勤務時間数の短縮や女性医師数の増加、さらには医療の専門化及び高度化等、医師の勤務環境については先行きが不透明な状況にあることから、医師需給推計については、今後の状況をよく反映させた条件設定の下で再度検証を行っていく必要がある。

また、仮に、全国的な医師総数が充足したとしても、地域間の偏在や診療科間の偏在の解消、現場の実態を踏まえた医師確保が行われなければ医師不足の問題の解決には繋がらない。

については、地方における医師不足を解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師需給推計及び医師偏在指標を、地域の実情をより踏まえたものとするとともに、国が主体となり、地域偏在及び診療科偏在の解消並びに地域に必要な医師の確保に向け、抜本的な対策を講ずること。
- 2 医師不足が顕著な地域を優先し、医学部の新設等に関する規制緩和や既設医学部の大幅定員増を可能とすること。

なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長することがないように、設置者に対し適切な指導を行うこと。

4 外国人材の受入れと多文化共生施策について

昨年12月、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、4月から新たな在留資格である「特定技能」による外国人材の受入れが始まった。

この法改正により、人手不足に悩む業種において労働者を確保しやすくなることから、今後の地域経済の持続的発展のためには、意義を持つものである。

こうした中、国においては、昨年末、新たな在留資格に関する基本方針及び分野別運用方針と併せて「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定するとともに、外国人受入環境整備交付金により地方自治体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）」の整備を支援することとしたところであるが、外国人の受入れについてはこれまでも地域における課題があったことから、今般の受入れ拡大を契機として、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくりについて

外国人の受入れに当たっては、地域住民の共通理解による受入れ環境の整備が重要であることから、新たな在留資格に限らず、外国人全般の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を中長期的な視点に立って新たに策定し、国や地方自治体、受入れ企業、外国人支援機関等の役割を明確にするとともに、上記方針について国民に周知を図ること。

また、多文化共生社会の実現に向けた取組は幅広く、実施主体や分野も多様であることから、国と地方自治体、及び関係機関が情報共有や相互連携を図る総合調整の場を国の主導により設置すること。

2 国が主体となる受入れ環境の整備及び地方財政措置の確保について

中長期的な視点に立った外国人の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を踏まえ、全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を、国が主体となって行うとともに、地方自治体が行う施策に対する財政措置を講ずること。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実について

中長期的な視点に立った外国人の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を踏まえ、全ての外国人に日本語の習得や生活習慣の理解促進等の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。

4 外国人児童生徒に対する指導・支援体制の整備

日本語指導の充実を図るため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施するとともに、心理的サポートの充実のため、外国人心理カウンセラーの育成・派遣や日本人スクールカウンセラーを有効活用するための通訳の確保など、指導・支援体制の整備を行うこと。

5 豚コレラ対策の強化について

昨年9月9日に岐阜県の養豚場において、国内で26年ぶりとなる豚コレラが発生し、本年3月までに岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、長野県の1府4県に感染が拡大した。

また、昨年9月13日以降に、岐阜県と愛知県の野生イノシシから豚コレラの陽性事例が確認され、豚コレラに感染した野生イノシシが原因で養豚場にウイルスが侵入した可能性が指摘されている。

さらに、近隣国ではアフリカ豚コレラが発生しており、中国からの旅客の携帯品から同ウイルスが確認されている。

こうしたことから、各自治体においては、養豚農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守及び異常豚の早期発見・早期通報の再徹底と野生イノシシに対する豚コレラ検査を強化するなど、あらゆる措置を講じている。

しかしながら、養豚農家や関係団体からは、豚コレラの侵入防止対策と発生した場合の生産者支援対策について、不安の声が上がっている。

については、次の事項について都道府県等の意見を十分に取り入れて、特段の措置を講じられたい。

- 1 豚コレラウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、発生原因と侵入経路を早期に解明すること。
- 2 発生防止にはウイルスの侵入防止対策を農場ごとに徹底する必要があるため、養豚場への侵入防止対策に対する財政支援を拡充すること。
- 3 発生時に備え、埋却困難な養豚場への防疫措置に必要な移動式レンジリング装置を地域ごとに配備すること。
- 4 監視対象農場となり計画的に豚の出荷ができず生産費が増加した養

豚農家や感染確認検査の実施により業務停止した場合の関連施設等の経済的損失に対し、万全の補償をすること。

- 5 アフリカ豚コレラをはじめ、近隣国で発生している家畜伝染病の国内への侵入防止のため、近年の訪日外国人の急増に対応できるよう下記のとおり検疫体制を強化すること。
 - (1) 海外からの定期便が就航している国内の30空港、海港で漏れのない検疫体制を確立すること。そのために必要な検疫官の増員、検疫探知犬の養成及び頭数増加を図ること。
 - (2) 海外からの畜産物及びその加工品の不正持込みに対し、罰則の厳格運用のみならず、罰金額を上げるなど罰則自体の強化を図ることにより、一層の抑止力を働かせること。

6 児童虐待防止対策の充実について

児童虐待に係る痛ましい事件が後を絶たない中、国は児童相談所や市町村の体制と専門性の強化をさらに進めるため、平成30年12月に「児童虐待防止対策総合強化プラン」を策定した。

全国の児童福祉司の配置人数を2017年度の3,240人から2022年度には5,260人まで増員(+2,020人)する目標が定められている。さらに、専門性強化の観点から相談援助業務経験を任用要件とするなど児童福祉司の任用資格の厳格化も打ち出している。

今後は、配置人数の大幅な増員と要件の厳格化が同時に求められるため、人材確保が一層困難になることが危惧される。

それだけでなく、2022年度までに全市区町村において子ども家庭総合支援拠点の設置や要保護児童対策地域協議会担当者の配置など体制を強化するとしているが、これに対応する職員の専門性の確保や財源の確保も課題となっている。

さらに、近年の児童虐待相談対応件数の増加に伴い一時保護所の入所率が上昇している。施設入所のために一時保護所で待機する児童も多く、こうした児童の入所期間も長期化している。

児童の迅速な安全確保のためには、児童養護施設も含めた社会的養護の受け皿を早急に拡充するとともに、一時保護所の体制整備が必要である。

国では家庭養育優先の考えのもと、施設養育から里親委託等への転換を進めることとしているが、それを可能とするための里親の確保や育成、社会全体の意識の醸成、里親子を支援する体制の整備など多くの課題がある。

全国で数多くの児童虐待が発生している現状を踏まえ、体制の整備を進める必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 児童相談所や乳児院・児童養護施設等への就職希望者の資格取得等に対する支援や児童養護施設等職員の処遇改善につながる配置基準の見直しなど、人材確保対策を講じること。
- 2 市区町村の児童虐待相談担当職員について専門職を含め配置基準を明確にし、必要な財源を確保すること。また、要保護児童対策地域協議会に専門職を配置するための財源も確保すること。
- 3 一時保護所の施設整備や環境改善のための改修に係る財政的支援を講じるとともに、ケアニーズの高い児童の増加に十分対応できるよう職員配置基準を見直し財源を確保すること。
- 4 全ての児童の適切に養育される権利を擁護するため、児童養護施設や乳児院による受け皿が十分に確保されるよう地域の実情に応じて施設の整備に対する財政的支援を講じること。

7 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に対応する治安基盤の強化について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、関東地方知事会を構成する都県は、競技会場や事前キャンプ地を有しているほか、不特定多数の人が利用する公共交通機関や大型集客施設等の、いわゆるソフトターゲットを数多く抱えており、テロ等違法行為の標的となることが懸念されている。そこで、安全・安心を実感できる環境を整備するためには、警察の人的・物的基盤の強化とともに、地域で暮らす人々や企業、さらには来訪者の理解と協力が不可欠である。

なかでも、言葉や生活文化の多様な外国人については、オリンピック・パラリンピック開催期間中のみならず閉幕後も、多くの来訪が見込まれており、さらに、平成 31 年 4 月からは、新たな在留資格の創設による外国人材の受入れが始まり、日本に居住する外国人の大幅な増加が想定されている。急増する外国人が、不安を感じることなく安心して過ごせるよう、円滑なコミュニケーションを図ることができる環境の整備も急務である。

このような状況を踏まえ、国においては、治安基盤の強化に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 テロ等違法行為の未然防止及び発生時の体制強化を図るため、各種装備資機材を充実すること。さらに、ソフトターゲットにおける先進的な警備システム導入や官民合同によるテロ対策訓練などの普及・啓発を促進すること。
- 2 急増する外国人が、安心して過ごせる環境を整備するため、警察官を増員するとともに、通訳人材の育成・確保やコミュニケーション支援資機材の整備など、人的及び物的基盤を充実すること。

8 医療人材の確保及び勤務環境の改善に向けた政策の充実について

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年、さらには、高齢者人口がピークに達すると予測される2040年を見据え、持続可能で効率的な医療提供体制の構築を進めていくためには、それを支える医師をはじめとする医療人材の確保が喫緊の課題となっている。

また、医療需要が増加傾向にある中で、働き方改革の進展も踏まえ、大量の事務作業を補助する医療クラークや、IoTをはじめとするテクノロジーの活用により、医療人材の負担を軽減し勤務環境の改善を図っていくことが重要である。

これらについては、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体性を一層反映した施策を推進することで、より高い効果が期待できる。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地域の実情を適切に反映した医師確保策の推進

医師の確保に向けては、単に地域間の医師の奪い合いとならないよう、医師数全体の底上げを図るとともに、医師が不足している診療科が都道府県ごとに異なるといった地域の実情に十分に配慮する必要がある。例えば、専門医制度の募集定員について、都市部を一律に医師が充足していると捉えて削減するのではなく、事前に都道府県の意見を十分に聞くなど、各都道府県が地域の実情を適切に反映した有効な対策を講じられるよう、国において実効性のある制度を構築すること。

2 地域医療介護総合確保基金の財源の確保及び医療人材確保も含めた都道府県の裁量の拡大

都道府県が地域の実情に応じて、また、中長期的視点に立った継続的な取組を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金について、将来にわたり所要の財源を確保すること。また、都道府県の実情に応じ

て、医療人材の確保も含め、柔軟に活用できるよう見直すこと。

3 医療人材における事務作業の軽減「医療クラーク（医師事務作業補助者）」の活用促進

医師や看護師をはじめとする医療人材の業務において、大量の書類作成等の事務作業が長時間労働の一因となっている。

そこで、限られた医療人材で効率的かつ質の高い医療サービスを提供するため、事務作業を効果的に補助する「医療クラーク」の活用が進むよう、診療報酬のさらなる充実を図ること。

4 I o T、A I、ロボット等、の医療人材をサポートするテクノロジーの活用促進

I o T、A I、ロボット等、最先端のテクノロジーを医療サービスに活用することは、効率的・効果的で質の高い医療の提供に加え、医療人材の勤務環境の改善にもつながることが期待される。

そこで、医療サービスにおける、医療人材をサポートする最先端のテクノロジーの活用促進に向け、研究開発に係る財源措置を充実するとともに、診療報酬での制度的対応も含め、取組を進めること。

9 令和元年度経済対策の実施について

先般、内閣府から発表された GDP 2 次速報値によると、2018 年 10～12 月期の実質 GDP 成長率は前期比 0.5%と緩やかに回復しているものの、内閣府・財務省による法人企業景気予測調査では、中国経済の減速などを受けて 1～3 月期の大企業の景況判断指数が 3 四半期ぶりにマイナスに転じており、楽観視は出来ない状況である。

さらには、本年 10 月に予定されている消費税率引上げの際には駆け込み需要とその反動減が予想されており、特に地方においては景気悪化の影響が顕著に出ることから、早い段階でこのような景気の下振れリスクに十分対応することが必要である。

とりわけ、GDP 2 次速報値の中でも公共投資は 6 四半期連続マイナスで推移していること、地方においては、毎年度、国の補正予算により一定の予算を確保し、社会資本整備を進めていることを踏まえると、インフラ整備について更なる予算の確保が必要である。

こうしたことから、消費税率の引上げが予定されている秋以降にも切れ目なく資金が循環するよう、個人消費の喚起、中小企業支援などの対策に加え、地域経済を支えるインフラ整備等について、時期を逸することなく、早期の経済対策と補正予算の編成を行うこと。

10 地震・風水害対策等の推進について

近年、我が国は様々な災害に見舞われている。東日本大震災後も、平成28年の熊本地震、昨年6月の大阪府北部地震、7月の西日本豪雨及び9月の北海道胆振東部地震など大規模な地震や記録的な大雨により、多大な人的・物的被害が発生した。

地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進していくことが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を確実に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、財政上の支援措置を講ずるとともに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制の強化を進めること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための法制度の整備及

び財政上の支援措置等を講じること。

- (2) 防潮堤の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (4) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、地方公共団体や事業者等における非常用電源の確保や無電柱化の推進などの支援策の充実を図ること。
また、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を普及し、災害時も停電のないくらしを実現するため、太陽光発電や蓄電池システムの価格低減を促す取組などを推進すること。
- (5) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の導入、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を行うこと。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。

3 災害時における物流体制の充実・強化

発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。

4 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に係る制度上の整備を講じること。
- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。

5 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

6 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象を半壊まで拡大するとともに、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者

生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。

7 風水害対策の充実・強化

- (1) 豪雨の激化や台風の大型化に対して、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防及び治山など総合的な風水害対策を推進するため、施設整備・改築及び荒廃森林の整備などのハード対策や、ハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、土砂災害と洪水氾濫、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) 市町村からの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示などの避難情報について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。

8 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。
- (2) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。
- (3) 避難計画の策定にあたっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成

までの継続的な支援を実施すること。

- (4) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。

- (5) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。

また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

- (6) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、火山噴火対策に関する法制度の充実を図ること。

9 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全

を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期に亘る場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内

外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。

- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

11 少花粉苗木への植替え等による花粉症発生源対策の加速化と木材利用の促進について

現在、スギ花粉症は国民の3割が罹患しているとも言われ、労働生産性の低下や医療費の支出等国民経済上のマイナス要因となっている。2000年に科学技術庁（当時）が発表した調査によれば、その経済的損失は約2,800億円にのぼると推計されており、花粉症罹患率の上昇を鑑みれば、現在ではさらに増加しているものと推察される。

これまで、花粉症発生源対策として国と地方との連携により、少花粉苗木の品種開発や植替えの促進等に取り組んできたが、木材価格の低迷等によりスギの主伐が進まないことなどから、植替えが順調に行われているとは言い難く、伐採した木材を利用するための需要の喚起が必要である。

こうした中、平成31年度から創設された森林環境譲与税は木材利用の促進に充てることも可能であり、当該財源の活用により、新たな需要の拡大も期待される。

については、花粉症発生源対策の加速化と木材利用を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 スギ、ヒノキの植替えを促進するための木材の需要拡大に向け、ブロック塀に代わる木塀の設置など、施設の木造・木質化に取り組む公共団体及び民間事業者への支援の充実を図ること。
- 2 少花粉苗木への植替えを促進するため、伐採、植栽、苗木生産等の関連施策を花粉症発生源対策として一本化し、集中的な対策を講じるとともに、十分な予算額を確保すること。
- 3 菌類を活用して花粉の飛散を抑える手法など、新たな花粉症発生対

策技術について、実用化に向けた課題解決等の研究を加速させること。

12 道路網の整備促進等について

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等の整備は、地方創生や国土の強靭化を実現するとともに、国土の均衡ある発展を図る根幹となるものである。また、都市圏などの環状道路やバイパス等の整備は、都市機能を回復し、生産性の向上による地域経済の好循環をもたらすストック効果が期待できるため、強力に整備促進を図ることが必要である。

東北及び関東地方に多大な被害を及ぼした東日本大震災では、高規格幹線道路等は緊急輸送道路として、救援活動や援助物資の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識された。

そのような中、令和2年度までの3年間で集中的に実施する「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が打ち出されたところであるが、この対策をより一層推進するためには、十分な予算措置を含めた国の支援や、「3か年緊急対策」以降も継続した国の支援が不可欠である。また、今後発生する可能性が高い巨大地震等の大規模自然災害から、関東地方の安全・安心を確保していくためにも、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき道路の着実な整備とともに、高規格幹線道路等のストック効果を高めるアクセス道路など、地方が行う必要な道路整備への更なる財政措置を講じられたい。

さらに、大雪などによる大規模自然災害時において高規格幹線道路等は、地域の耐災性を高め、代替輸送ルートともなることから、整備を促進し、道路ネットワーク機能を確保していく必要がある。

また、我が国の道路施設は高度成長期に集中的に建設された経緯から、急速に高齢化が進んでおり、老朽化対策の推進が急務となっている。

これらを踏まえ、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

1 各道路の整備促進等

(1) 東北縦貫自動車道の機能強化及び宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の策定

東北縦貫自動車道は、首都圏と東北地方を結ぶ広域連携軸として極めて重要な幹線道路である。

については、交通渋滞を解消し、速達性・定時性を確保するため、上河内 S A 付近や矢板北 P A 付近、栃木 I C 付近などの渋滞が頻発している箇所について、付加車線の設置等、早期に対策の具体化を図ること。

また、宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の早期策定を図ること。

(2) 上信越自動車道全線の 4 車線化の早期完成

上信越自動車道は、関越自動車道、北陸自動車道、長野自動車道及び中部横断自動車道と一体となって高速道路ネットワークを形成し、地域の経済・文化の発展、観光の振興など沿線地域に大きな効果をもたらすと共に日常の救急救命医療や災害時の緊急輸送に大きな役割を果たす重要な道路である。

については、同路線の機能を十分生かすため、暫定 2 車線供用区間である信濃町 I C から上越 J C T 間の 4 車線化について、早期完成を図ること。

(3) 都市高速道路中央環状線の機能強化

都市高速道路中央環状線は、首都圏三環状道路のうち、最も都心寄りで、都心からおよそ半径約 8 キロメートルに位置する、総延長約 47 キロメートルの環状道路であり、都心に集中する慢性的な交通渋滞を緩和する重要な役割をもつ路線である。

平成 27 年 3 月、中央環状線が全線開通したが、中央環状線本来

の環状道路としての機能を発現させるため、小松川 J C T 新設といった首都高速道路ネットワークの強化に必要な財政措置を講じること。

(4) 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路は、都心から約 15 キロメートル圏を環状に結ぶ総延長約 85 キロメートルの道路であり、都心に集中する放射状の高速道路や一般国道等と連結し、首都圏の自動車交通の円滑な分散導入を図る重要な役割を担うものであり、また、切迫する首都直下地震などにおいて、日本の東西交通の分断を防ぎ、災害時に対応したリダンダンシーが確保されるよう首都機能を堅持するほか、救援、復旧活動に大きな役割を果たすなど、国民の生命や財産を守る重要な機能を有することから、一刻も早く完成させる必要がある。

京葉道路との接続部である京葉 J C T については、京葉道路千葉方向と外環道高谷 J C T 方向とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。

関越自動車道（練馬区）から東名高速道路（世田谷区）間の約 16 キロメートルについては、大深度地下における高度な技術力を要する工事であることから、安全を最優先に整備を進め、早期に開通すること。

東名高速道路から湾岸道路間については、東京外かく環状道路の最後の区間であるが、ルート等は未定の状況である。現在、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、川崎縦貫道路の計画も視野に入れながら、検討が進められているが、環状道路としての機能を十分発揮させるため、全区間の計画を早期に具体化すること。

(5) 首都圏中央連絡自動車道の整備促進

首都圏中央連絡自動車道は、都心からおよそ半径 40～60 キロメートルの位置に延長約 300 キロメートルの高規格幹線道路として計画され、首都圏の中核都市間の連携を強化し、交流を促進することから強化による観光振興や、広域的な移動性の大幅な向上による物流の効率化など、地域発展の基盤として重要な役割を果たすものである。

今後、切迫性が高まっている首都直下地震の発生など、首都圏における災害時には、緊急輸送道路として災害救助活動や緊急物資の輸送等に極めて大きな役割を果たすことから、環状道路を早期に開通させるとともに、暫定 2 車線区間の早期 4 車線化を図ることが不可欠である。

については、環状道路としての機能を最大限発揮させるため、供用済みの首都圏中央連絡自動車道の西側区間と東京湾岸部をつなぐ高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備を図ること。

大栄 JCT から松尾横芝 IC 間については、成田国際空港と羽田空港を結ぶ新たなルートを形成する極めて重要な道路であるため、令和 6 年度の供用に向け、確実に事業を進めること。

さらに、久喜白岡 JCT から木更津東 IC 間の暫定 2 車線区間については、対面交通の安全性や走行性、大規模自然災害時等の対応に課題があり、安全で円滑な交通の確保や生産性の向上を図るためにも、4 車線化が必須である。

令和 6 年度までの全線 4 車線化の供用見込みが示された久喜白岡 JCT から大栄 JCT 間について、一日も早く 4 車線化するとともに、残る区間についても早期 4 車線化を図ること。また、圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与するかずさ IC (仮) の早期整備を図ること。

(6) 新東名高速道路の早期全線開通及び6車線化の早期実現

新東名高速道路は、我が国の社会経済活動の根幹を担う新たな大動脈としての機能を有するとともに、地震等の大規模自然災害時には代替路及び緊急輸送道路としての役割を果たす極めて重要な道路である。

御殿場JCTから西側の区間は、平成28年2月までに全て供用され、東名高速道路とダブルネットワークを形成することにより、渋滞の緩和や経済活動の活性化などのストック効果が発揮されている。こうした効果をさらに広め、高めていくためには、残る区間の整備促進が不可欠である。

平成31年3月には、厚木南ICから伊勢原JCT間が開通したところであるが、引き続き、残る伊勢原JCTから御殿場JCT間の一日も早い開通を図ること。また、海老名南JCT以東の区間については、計画の具体化を図ること。

さらに、一層の物流の効率化を図るため、全線6車線での供用が必要であり、平成31年4月、工事に着手した御殿場JCTから浜松いなさJCT間の6車線化について、一日も早く完成させるとともに、海老名南JCTから御殿場JCT間について、6車線化の早期実現を図るため、調査を促進させること。

(7) 東名高速道路の機能強化の促進

東名高速道路は、首都圏と中部圏を結ぶ大動脈であるが、局所的な渋滞が発生し、経済活動に影響を及ぼしている。高速道路のネットワークとしての機能を最大限に発揮させるため、渋滞対策を早期に実施していく必要がある。

とりわけ、慢性的な渋滞が発生している大和トンネル付近については、付加車線設置による対策工事が進められているが、この工事を目標としている東京2020オリンピック・パラリンピック競

技大会までに完成させること。

また、今後も他のネットワークの整備状況を踏まえ、必要に応じて局所的な渋滞対策を図ること。

(8) 中部横断自動車道の整備促進

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において太平洋側と日本海側とを直結するとともに、北関東3県及び甲信静3県を結ぶ「関東大環状ネットワーク」を支える高速道路網の一部を形成し、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な道路である。

平成31年3月には、新清水JCTから富沢ICの区間と下部温泉早川ICから六郷ICの区間が開通したところであるが、一日も早く静岡・山梨の全区間の開通を達成すること。また、新直轄方式による整備に係る県負担額について、国として必要な財政措置を講じること。

さらに、全線開通に向け、唯一の未事業区間である長坂JCT(仮)から八千穂高原IC間の早期事業化を図ること。

(9) 三遠南信自動車道の整備促進

三遠南信自動車道は、東三河(愛知県)、遠州(静岡県)、南信州(長野県)の各地域を相互に結ぶことにより、この地域が取り組む航空宇宙産業の振興など、新しい地域構造の構築に寄与するための重要な道路である。

については、令和元年度に新規事業化となった水窪佐久間道路や、その他の事業中区間の整備を推進し、早期完成を図ること。

さらに、同自動車道と一体として機能すると計画した一般道路の整備を早期に推進するため、国として必要な財政措置を講じること。

(10) 伊豆縦貫自動車道等の整備促進

伊豆縦貫自動車道は、東名高速道路及び新東名高速道路と直結し、伊豆地域に高速交通サービスを提供することにより、渋滞緩和や地域の活性化をはじめ、東海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における緊急輸送道路の役割を担うなど、防災、住民の安全・安心に不可欠な道路である。

については、河津下田道路の整備を促進し、早期完成を図るとともに、慢性的に渋滞が発生している東駿河湾環状道路について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催までの緊急対策として、暫定2車線供用区間に付加車線を設置すること。あわせて、「基本計画区間」である月ヶ瀬ICから河津IC（仮）間（天城峠を越える区間）延長約20キロメートル区間については、環境影響評価の手続きを推進し、「整備計画」を早期に策定すること。また、同自動車道と一体として機能すると計画した一般道路の整備を早期に推進するため、国として必要な財政措置を講じること。

さらに、伊豆縦貫自動車道と一体的な道路ネットワークを構成する東駿河湾環状道路の沼津岡宮から愛鷹間について、事業を推進するとともに、早期全線開通に向け、愛鷹から原までの区間についても、新規事業化を図ること。

(11) 核都市広域幹線道路の計画の促進

核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市の育成整備を図り、業務核都市相互を連絡する重要な広域幹線道路であるので、早期事業化に向けて、調査・計画を促進し具体化を図ること。

(12) 中央自動車道の機能強化の促進

中央自動車道は、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として機能

しており、上野原 I C から大月 J C T 間については、6 車線化が完了している。

しかし、高井戸 I C から上野原 I C 間においては、慢性的な渋滞が発生しており、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会においては、小仏トンネル付近や調布付近などが「主要渋滞箇所」に特定されている。これまで、中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、車線運用の見直しや付加車線の設置による交通容量拡大など、対策の具体的な案が示され、事業化されているが、今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、利用者の大幅な増加が予想されることなどから、渋滞対策を早期に実施していく必要がある。

上り線の小仏トンネル付近については、工事用道路などの準備工の実施、下り線の相模湖付近については、設計や用地取得、関係機関との協議が行われているところである。これらの渋滞対策事業を早期に完成させるとともに、更なる渋滞解消のための検討を進めること。

調布付近については、これまでに調布 I C から三鷹バス停手前までの間で付加車線が設置され、その効果が確認されたところであるが、更なる渋滞対策を実施すること。

また、中央自動車道と東名高速道路を結ぶ東富士五湖道路の須走 I C 以東の整備（国道 138 号須走道路・御殿場バイパス）は、産業・経済や観光振興及び防災などに大きな効果が見込まれる極めて重要な事業である。

については、新東名高速道路・新御殿場 I C の供用に合わせた国道 138 号の須走道路、御殿場バイパスの整備促進等において、今後も関係自治体と連携を図り、早期完成に向け特段の措置を講じること。

(13) 東関東自動車道の整備促進

東関東自動車道水戸線は、鹿島港や茨城港、さらには成田国際空港や、茨城空港などの交流拠点を結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成することはもとより、首都圏域での災害時におけるリダンダンシーの確保と、第三次救急施設への短時間搬送可能区域の大幅拡大などに欠かすことのできない重要な幹線道路である。

については、平成30年2月に開通した鉾田ICから茨城空港北IC間に引き続き、国・東日本高速道路株式会社において事業が進められている潮来ICから鉾田IC間についても、十分な予算を確保するとともに、用地を早急に取得し、1日も早い全線開通を図ること。

また、東関東自動車道館山線は、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などと一体となって、南房総地域と首都圏各地域との観光、産業や文化などのさまざまな交流・連携を強化し、地域の活性化に大きく寄与するとともに、災害時における緊急輸送道路としても欠くことのできない重要な道路である。

このため、富津中央ICから富津竹岡IC間の4車線化を令和元年内に確実に完成させるとともに、接続する富津館山道路についても、早期に4車線化の整備を図ること。

また、東関東自動車道と接続する京葉道路については、我が国の玄関口である成田国際空港と東京都心をつなぐ重要な幹線道路であり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、当該路線の円滑な交通の確保は、ますます重要となってきている。

京葉道路の渋滞対策については、車線運用の見直しによる対策工事を早期に完成させるとともに、貝塚トンネル付近の車線追加による抜本的な対策について、早期に計画を具体化し、工事に着

手すること。

(14) 中部縦貫自動車道の整備促進

中部縦貫自動車道は、長野県松本市から岐阜県の飛騨地域を経由して福井県福井市に至る道路であり、関東、中部、北陸地方の広域的、一体的な発展に大きく寄与する重要な道路である。また、沿線には世界文化遺産「白川郷合掌造り集落」や特別名勝特別天然記念物「上高地」、国宝「松本城天守」などが散在し、これらをつなぐ広域観光ルートの形成に期待が大きい。については、「整備計画区間」である松本波田道路の整備を促進し、早期開通を図ること。

また、「基本計画区間」である松本市波田から松本市中ノ湯間については、早期事業化に向けて、調査・計画を促進し具体化を図ること。

(15) 新大宮上尾道路の整備促進

新大宮上尾道路は、関越自動車道と東北自動車道の中間に位置し、首都高速道路と首都圏中央連絡自動車道を結ぶ、首都圏高速道路ネットワークにおいて欠かすことのできない路線であるとともに、慢性的に渋滞が発生している国道 17 号の混雑緩和に寄与する重要な道路である。

また、災害時において、広域防災拠点に位置付けられているさいたま新都心の機能を最大限発揮させるためにも、本路線の早期整備が必要である。

については、現在事業中の与野 JCT から上尾南出入口間の整備を推進するとともに、未事業化区間である上尾南出入口から桶川北本 IC 間についても早期事業化を図ること。

(16) 北千葉道路の整備促進

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、国際競争力の強化、周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、災害時における都心との緊急輸送の確保等に寄与する重要な道路である。

については、全線開通の実現に向け、国道 464 号全線の直轄編入を図ること。

さらに、外環道から国道 16 号間については、現在、都市計画や環境アセスメントの手続きを進めているところであり、専用部と一般部の併設構造とし、専用部については直轄事業と有料事業の合併施行の計画として、早期事業化を図ること。

成田市内の事業中区間のうち、国で事業を進めている区間については、引き続き 4 車線での整備を図ること。また、県で事業を進めている区間については、早期開通に向け一層の財政支援を行うこと。

(17) 栃木西部・会津南道路の整備促進

栃木西部・会津南道路は、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり、関東と東北の広域的な連携の促進はもとより、沿線地域の経済発展、観光振興を支える重要な道路である。

また、東日本大震災の際には、東北自動車道や国道 4 号の代替機能を果たしており、緊急時における代替路の確保の観点からも、早急な整備が必要である。

については、異常気象時通行規制区間を解消し、交通の利便性・安全性を確保するため、令和元年度に新規事業化となった国道 121 号日光川治防災の整備を推進すること。

将来的には、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり東北自動車道や国道 4 号の代替機能を果たす重要な道路であることから、直

轄指定区間への編入を図ること。

(18) 国道 17 号上武道路の全線 4 車線化の促進

国道 17 号は、東京都と新潟県を結び、広域的な都市間連絡道路として、関越自動車道の機能を補完し、地域間の流通促進、沿線地域の経済活動の発展に欠かせない重要な幹線道路である。

このうち上武道路は、埼玉県熊谷市から群馬県渋川市を結ぶ地域高規格道路「熊谷渋川連絡道路」の一部をなしており、平成 28 年度に全線が開通したところである。

全線開通に伴い、交通量は 3 割増加し、企業立地、物流、観光等が活性化する一方で、新上武大橋を含む約 19 キロメートルの暫定 2 車線区間では、朝・夕のピーク時を中心に旅行速度が大きく落ち込み、渋滞による物流等の停滞を招いている。

については、広域的な都市間連絡道路である上武道路の整備効果を十分に発揮させるため、引き続き全線 4 車線化の整備を促進し機能強化を図ること。

(19) 横浜新道等の機能強化の促進

横浜新道、第三京浜、国道 1 号は、首都圏における重要な幹線道路であるが、本線や周辺道路で渋滞が発生し、その機能が十分に発揮されていないことから、沿線地域の社会経済活動に大きな影響を与えており、渋滞対策を早期に実施していく必要がある。

平成 28 年 2 月の神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループでは、付加車線や出入口の設置など、対策の方向性が示され、国道 1 号において、対策が進められている。

引き続き、円滑な交通の確保に向けた対策を早期に講じること。

(20) 高速横浜環状北西線の整備促進

高速横浜環状北西線は、平成 29 年 3 月に開通した横浜北線と一体となって、横浜港をはじめとした湾岸地域と東名高速道路を直結し、地域経済の活性化や、市内流入交通の渋滞緩和に寄与する重要な道路である。

については、引き続き東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会までの開通に向け、早期整備を図ること。

(21) 厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）の事業促進

厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）は、慢性的な混雑状況となっている国道 246 号の交通混雑の渋滞緩和を図るとともに、高速道路や首都圏中央連絡自動車道、新東名高速道路と一体となって交通ネットワークを強化し、地域の活性化に寄与する重要な道路であり、地元では、進捗を図るための事業手法について、検討を進めているところである。現在一部区間で用地取得や工事が実施されているが、交通利便性の向上のため、早期全線事業化を図ること。

(22) 東埼玉道路の整備促進

東埼玉道路は、埼玉県八潮市（外環道）を起点に埼玉県春日部市（国道 16 号）に至り、東北自動車道や常磐自動車道を補完するとともに、国道 4 号の交通混雑の緩和や沿線の開発事業を支援する道路である。

東埼玉道路は自動車専用部（地域高規格道路）と一般部（国道 4 号）が併設する構造となっている。

については、現在事業中の一般部の整備を推進するとともに、国道 16 号までの自動車専用道路部の事業化、更に地域高規格道路の候補路線である圏央道までの計画を早期に具体化すること。

(23) 第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークの計画促進

第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークは、千葉県湾岸地域における広範囲にわたる慢性的な交通混雑の解消などに寄与するとともに、地域の活性化や生産性の向上を図り、首都圏の経済活動を支える京葉臨海コンビナートなどを有する湾岸地域がもつポテンシャルを十分に発揮するうえで重要な役割を果たすものである。

さらに、今後も港湾機能の強化や物流施設の新規立地などの開発計画により、周辺道路で交通需要の増大が見込まれている。

については、平成31年3月に千葉県湾岸地区道路検討会が設立され、新たな規格の高い道路ネットワークについて、検討が進められているところであるが、早期に計画の具体化を図ること。

2 高速道路網の有効活用

(1) スマートインターチェンジの整備促進

スマートインターチェンジは、既存のインターチェンジを補完し、高速道路の利用促進や一般道路の渋滞緩和に寄与するとともに、地域振興や観光地等の活性化に資する極めて有効なインターチェンジである。

については、事業化されたスマートインターチェンジの整備促進及び準備段階調査箇所の早期事業化を図るとともに、計画中のスマートインターチェンジについても、設置要件の柔軟な運用及び準備段階調査の箇所選定要件の明確化と速やかな箇所選定が図られるよう地方公共団体が進める取組を強力的に支援すること。また、地方公共団体が整備するアクセス道路への十分な財政支援を図ること。

(2) 利用しやすく社会経済活動の効率を高める高速道路料金体系の実現

首都圏三環状道路が整備されることにより、首都圏の高速道路がネットワークとしての機能を発揮し、道路利用者の利便性向上や経済活動の効率化・活性化など、多方面での効果が期待できる。

さらに、都心部の渋滞緩和及び排出ガス総量の抑制、大型車の利用促進などの環状道路の効果を発揮させ、首都圏全体が目指すべき将来像の実現につなげていく必要がある。

平成28年4月から導入された新たな料金体系では、対距離制を基本とした料金体系の整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現が図られるとともに、利用者の急激な負担増への配慮として、激変緩和措置も講じられたところである。

今後は、新たな料金体系が交通等に与える影響を検証した上で、物流の効率化の観点も含め、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向け引き続き改善を継続するとともに、利用者の負担増に配慮すること。

また、ビッグデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。

(3) サービスエリア等の新設・拡充及び防災機能強化の促進

首都圏三環状道路の整備進展に伴い、圏央道沿線には多くの物流拠点や工場等の立地が進んでおり、大型車両の増加など首都圏の高速道路網の利用形態は大きく変化している。

ついては、ドライバーの負担軽減のため、新たな休憩施設の設置を検討するとともに、既存のサービスエリア及びパーキングエリアに大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。

また、高速道路のサービスエリア等は、東日本大震災の際に、自衛隊や消防の中継基地、避難住民の輸送基地として活用されるなど、貴重な防災拠点として機能した。

平成 26 年 3 月、常磐自動車道の守谷サービスエリア（上り線）が、ヘリポートなど防災拠点機能を備えた商業施設として改修された。

首都直下地震などの大規模災害に備えて、国においても、ヘリコプターの活用等も念頭に、サービスエリア等における防災機能強化の促進に向け、取り組むこと。

（４） 高速道路での逆走事故対策の推進

高速道路での逆走の発生に対しては、国や高速道路会社等において対策を進めているところであるが、高齢化の進展や、認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、今後も、逆走事故の撲滅を目指し、取り組みを推進すること。

3 高速道路等の老朽化対策

開通から 50 年以上が経過した首都高速道路をはじめとする高速道路構造物は、老朽化が進んでおり、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の高速道路利用者の安全・安心を確保するためにも、その対策が急がれている。

老朽化対策は高速道路ネットワーク機能を維持していく上での根幹にかかわるものであり、関係自治体の意見を尊重した上で、国が責任をもって取り組むこと。また、地方管理道路についても、トンネルや橋梁等、不具合が生じれば重大な事故に直結する施設から、舗装といった日常生活に密接に関連するものまで、老朽化に備え必要な修繕を行えるよう、財政的、技術的な支援について一層の強化を図ること。

4 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

平成31年4月に、供用中の道路について、重要物流道路及びその代替・補完路の指定が行われたところであるが、事業中・計画中を含めた今後の指定にあたっては、地方の意見を十分に反映するとともに、これらに該当する地方管理道路において、機能強化及び整備促進のため、必要な財源の確保などの支援を行うこと。